

## 屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月25日(火) 午前9時30分から

2. 開催場所 尾之間支所 3階 第3委員会室

3. 出席委員(20人)

会長	1番	鎌田	秀久	君
農業委員	2番	牧	優作郎	君
	3番	牧	潤三	君
	4番	西橋	豊啓	君
	5番	平田	耕作	君
	6番	岩川	原造	君
	7番	内田	政人	君
	9番	安藤	清浩	君
	10番	亀割	義一	君
推進委員	12番	岩川	亜希子	君
	13番	上山	竜太	君
	14番	神宮司	守昭	君
	◎	渡邊	浩	君
	◎	日高	伸作	君
	◎	大堀	裕介	君
	◎	山田	博昭	君
	◎	楠	忠久	君
	◎	川崎	太一	君
	◎	田中	三九雄	君
	◎	白川	満秀	君

4. 欠席委員(4人)

欠席者	8番	黒葛原	洋子	君
	11番	大角	千名美	君
	◎	浜田	芳郎	君
	◎	備	邦雄	君

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第7号 農地法第3条許可指令書の取消しについて

議案第24号 農用地利用集積計画について

議案第25号 非農地証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	鶴田	洋治
係長	川東	卓磨
主事	岩川	篤也
相談員	西田	博隆

7, 概要  
事務局

おはようございます。

本日は農業委員の黒葛原洋子委員と大角千名美委員、推進委員の浜田芳郎委員と備邦雄委員が欠席となっております。

ただ今より平成30年度第6回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員会憲章朗唱は9番委員の安藤清浩委員にお願い致します。

憲章朗唱（9番委員）

お座り下さい。

会長あいさつ。

会長

（会長あいさつ）

それでは本日の会議録署名委員を9番委員、10番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第7号。農地法第3条許可指令書の取消しについて事務局からの説明をお願いします。

事務局

報告第7号。農地法第3条の許可指令書の取消しについて、次のとおり許可指令書の取消し願いがあつたので報告いたします。

整理番号1番。申請人：譲受人 [REDACTED]、譲渡人（[REDACTED] [REDACTED]）。土地の所在：[REDACTED]、[REDACTED]。利用状況：畠。第2種農地・都市計画区域内です。事由：『許可土地においての事業計画を変更したため。』ということです。

会長

報告7番について何かご質問がございますか。

（「ありません。」の声あり）

それでは、そのようにご認識ください。

続きまして議案第24号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第24号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求めます。

整理番号12番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借。申請人：[REDACTED]、[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED] 農用地区域内です。内容：茶。契約期間：平成30年10月1日から平成40年9月30日までの10年間。[REDACTED]。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：茶、経営面積：所有面積が12,802m<sup>2</sup>。従事日数：300日。農機具等の保有状況：茶摘み機・1、軽トラック・1、箱パン・2です。

会長

整理番号12番について担当委員のご意見をお願いいたします。

4番委員

受人である[REDACTED] 平内でお茶をしており、これまでの実績から見てなんら問題はないと思います。

会長

皆さん方からご意見・ご質問賜ります。いかがでしょう。

（「ありません。」の声あり）

整理番号12番について計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 12 番は計画を認めるに決定いたします。

続きまして 8 ページです。議案第 25 号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 25 号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあつたので議決を求めます。

整理番号 11 番。申請人 : [REDACTED] 土地の所在 : [REDACTED]  
[REDACTED] 第 1 種農地。非農地に至つた理由ならびに現在の管理状況 : 『申請地は平成 11 年にキャンプ場として農地法第 4 条（転用）許可を受けたが、整地の段階で岩盤が広範囲に及んでいることが発覚したので、資金や時間の準備が整うまで転用の延長を行っていたが、現在 資金や年齢的に計画を実施できなくなつた。現状は原野の状態である。』ということです。

申請地は造成工事の際に岩盤から碎けた石が地面に多く含まれている状態であり、農地へ復元するには多大な労力と費用がかかるため、非農地とみてやむを得ないとと思われます。以上です。

会長 整理番号 11 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

4 番委員 この土地は資料にもあるように平成 11 年にキャンプ場を作るということで転用許可がなされた土地です。当時に小島区でもいろいろ話し合いがなされて最終的には許可となつた経緯があります。今回の申請で現地を確認した際にも [REDACTED] にも確認を取りましたが、非農地として扱うことに問題はないということでした。現況はまともに草も生えないような岩盤質な土地でありますので、非農地はやむを得ないと思います。

会長 整理番号 11 番について皆さん方からご意見、ご質問いただきます。

会長 整理番号 11 番について皆さん方からご意見、ご質問いただきます  
(「ありません。」の声あり)

整理番号 11 番について非農地と認めるにご異議ございませんか。  
(「はい。」の声あり)

整理番号 11 番は非農地と認めるに決定いたします。

続きまして整理番号 12 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 整理番号 12 番。土地の所在 : [REDACTED]  
[REDACTED] 第 2 種農地、都市計画区域内です。非農地に至つた理由ならびに現在の管理状況 : 『申請地は申請人の母が昭和 63 年に購入して耕作していたが、申請人の母が亡くなつてからは耕作していない状態である。』ということです。

申請地は雑草が生えている程度であり、非農地と言える状態までには至つていなかつた。農地としてまだ活用できると判断されるため、非農地としては認められないと考えます。以上です。

会長 整理番号 12 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

2 番委員 この土地は [REDACTED] に位置しているのですが、現況を見たときに確かに荒れてはいるのですが、非農地と言えるほど荒れてはいないですので、非農地としては認められないと思います。

申請人は申請地の隣にある家を含めて誰かに譲りたいそうなのですが、農地の下限面積の関係で譲れなかつたために今回非農地申請を行つたそうです。申請地以外に土地を借りて下限面積を満たして新規就農を行うという方法を伝えたところ、そのよう

に対応するということでしたので非農地を却下したあとも特に問題はないと思います。

会長

整理番号 12 番について皆さん方からご意見、ご質問等いかがでしょう。

会長の席からで申し訳ありませんが少し補足をいたします。

県内では空き家に付随する農地については下限面積を極端に減らしているような場所もあるそうです。毎年一回下限面積の見直しがありますが、このような事例もあるということで情報を共有しておきます。

10 番委員

空き家に付隨して下限面積を減らすということは具体的にどのような感じなのでですか？

会長

いろいろな事例がありますが、そのような形をとっている市町村に共通しているのはどこも空き家対策の部署からの要請があって下限面積を減らしているということです。空き家とその近隣の農地を指定してセットで購入する場合に限り下限面積を 0.1a にするなどしているようです。屋久島町では空き家の対策の部署から特に依頼がなく、農業委員会が主導で下限面積を減らすのもおかしな話ですので、現状は特に動きがない状況です。今後空き家対策の部署から依頼があった場合には検討するということでご了承ください。

その他皆さん方からご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号 12 番について非農地と認めないことにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 12 番は非農地と認めないことに決定いたします。

続きまして整理番号 13 番です。事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号 13 番。土地の所在：

。第 2 種農地、都市計画区域内です。非農地に至った理由ならびに現在の耕作状況：『申請地は隣接地にある家屋の建築当初（昭和 16 年頃）から庭として利用されていた。倉庫及び自動車の通路、駐車場として使われていたため、農地として利用できる状況ではない。』ということです。

申請地は砂利が敷き詰められ、20 年以上にわたり通路・庭・駐車場として利用されていたため、農地に復元するには多大な費用と労力を要するため、非農地としてやむを得ないと判断いたします。以上です。

会長

整理番号 13 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

7 番委員

申請地は見てのとおりの場所でございまして、写真で説明すると P17 の家の前の砂利が敷きこんである場所になります。昭和 16 年ごろからこのような状態であるということで相当な年数が経過しており、非農地としてやむを得ないと思います。

会長

整理番号 13 番について皆さん方からご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号 13 番は非農地として認めるにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 13 番は非農地として認めるに決定いたします。

以上をもちまして、第 5 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時30分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

9番

10番

平成30年9月25日

屋久島町農業委員会会长 鎌田秀久